



東橋いちい認定こども園と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協 定 書

(第 180057 号)

東橋いちい認定こども園 と 札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

東橋いちい認定こども園は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組について、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

平成 31 年 3 月 1 日

東橋いちい認定こども園
園長

押野 里美

札幌市
市長

秋元 克広

私たちのマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

●施設等の衛生管理

見えるところだけでなく、給食室全体について整理整頓を行い清潔を保っています。

●商品の品質管理

原材料の仕入れ時は、品質、鮮度、期限表示、異物混入等の確認を行っています。

●従事者等の衛生管理

従事者は「衛生管理チェックリスト」によるチェックを行った上で、作業に従事しています。

●その他の食の安全・安心に関する事項

アレルギー対応は、保護者に献立表を確認してもらい、個別に献立表を作成しています。

毎日、野菜の産地をメニューと一緒に掲示しています。